

# 尾道市立地適正化計画 届出の手引き

令和8年4月

尾 道 市

# 目 次

1. 届出制度について .....	1
(1) 概要 .....	1
(2) 届出の流れ .....	2
(3) 留意事項 .....	2
2. 届出が必要となる区域・行為 .....	3
3. 居住誘導区域外における住宅等に関する開発行為・建築行為等の届出 .....	6
(1) 届出が必要となる行為 .....	6
(2) 届出を要しない行為 .....	6
(3) 届出書類 .....	7
(4) 届出方法 .....	7
4. 都市機能誘導区域外における誘導施設に関する開発行為・建築行為等の届出 .....	8
(1) 届出が必要となる行為 .....	8
(2) 届出を要しない行為 .....	8
(3) 届出書類 .....	9
(4) 届出方法 .....	9
5. 都市機能誘導区域内における誘導施設の休廃止の届出 .....	10
(1) 届出の対象となる行為 .....	10
(2) 届出書類 .....	10
(3) 届出方法 .....	10
6. 都市機能誘導区域と誘導施設 .....	11
(1) 都市機能誘導区域別の誘導施設 .....	11
(2) 誘導施設の定義 .....	12
○届出様式の記入例 .....	13

# 1. 届出制度について

## (1) 概要

都市再生特別措置法に基づき、尾道市立地適正化計画（以下、計画という。）で定める居住誘導区域や都市機能誘導区域の内外において、次の行為を行う場合には、これらの行為に着手する日の30日前までに、尾道市長へ届出が必要です。

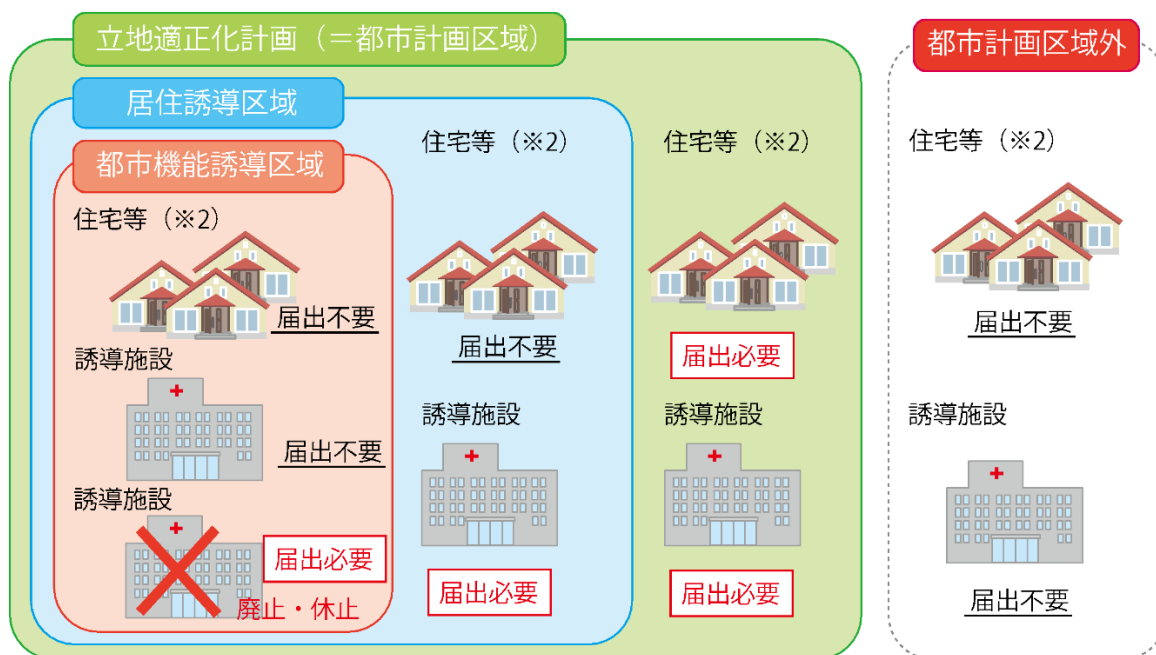
この届出制度は、「居住誘導区域外における住宅等※1に関する開発・建築動向」や「都市機能誘導区域内外における計画で定める誘導施設に関する開発・建築動向」を事前に把握し、各種支援措置等の情報提供を通じて誘導区域内への立地促進につなげることを目的として運用するものです。

※1 住宅等・・・一戸建て住宅、長屋、共同住宅、併用住宅など

### ■届出が必要となる行為

- ・居住誘導区域外における住宅等に関する開発行為・建築行為等
- ・都市機能誘導区域外における誘導施設に関する開発行為・建築行為等
- ・都市機能誘導区域内における誘導施設の休廃止

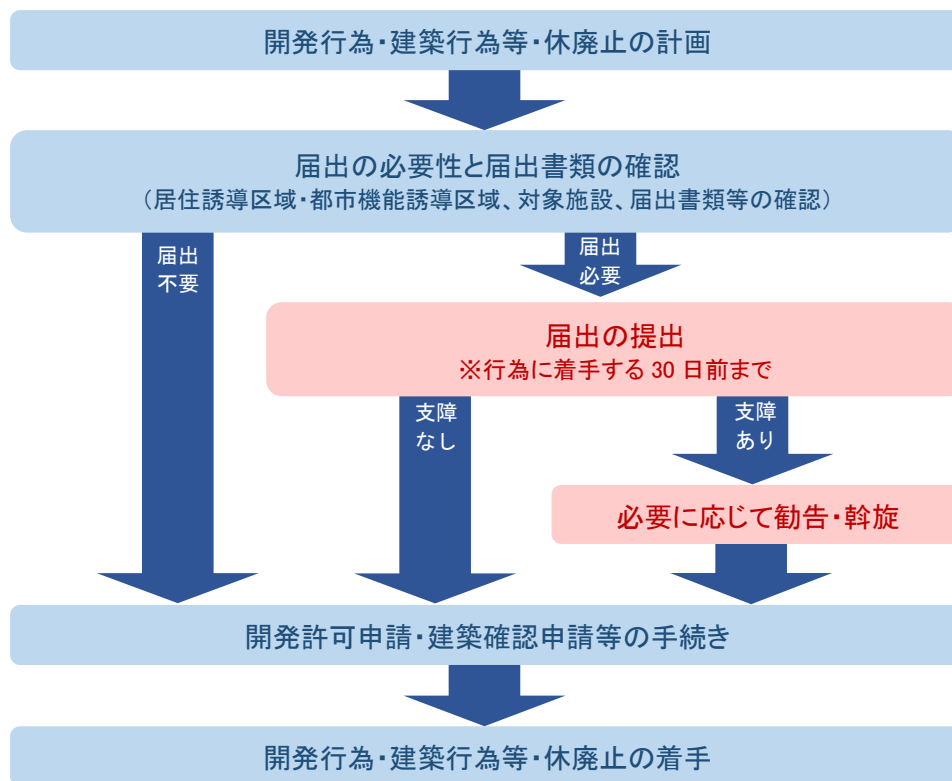
### ■届出の要否のイメージ



(※2) 以下のいずれかに該当するもの

- ・3戸以上の住宅の建築
- ・住宅の建築を目的として行う 1,000 m<sup>2</sup>以上の開発行為

## (2) 届出の流れ



## (3) 留意事項

### 1) 変更届出 (都市再生特別措置法 第 88 条第 2 項、第 108 条第 2 項)

届出後、内容に変更がある場合は、変更の届出が必要です。

### 2) 罰則規定 (都市再生特別措置法 第 130 条)

届出をしないで、又は虚偽の届出をして、住宅等又は誘導施設に関する開発行為・建築行為等を行った場合、30 万円以下の罰金に処される場合があります。

### 3) 宅地建物取引業法に基づく重要事項説明 (宅地建物取引業法 第 35 条)

届出義務については、重要事項説明書への記載対象となっています。

## 2. 届出が必要となる区域・行為

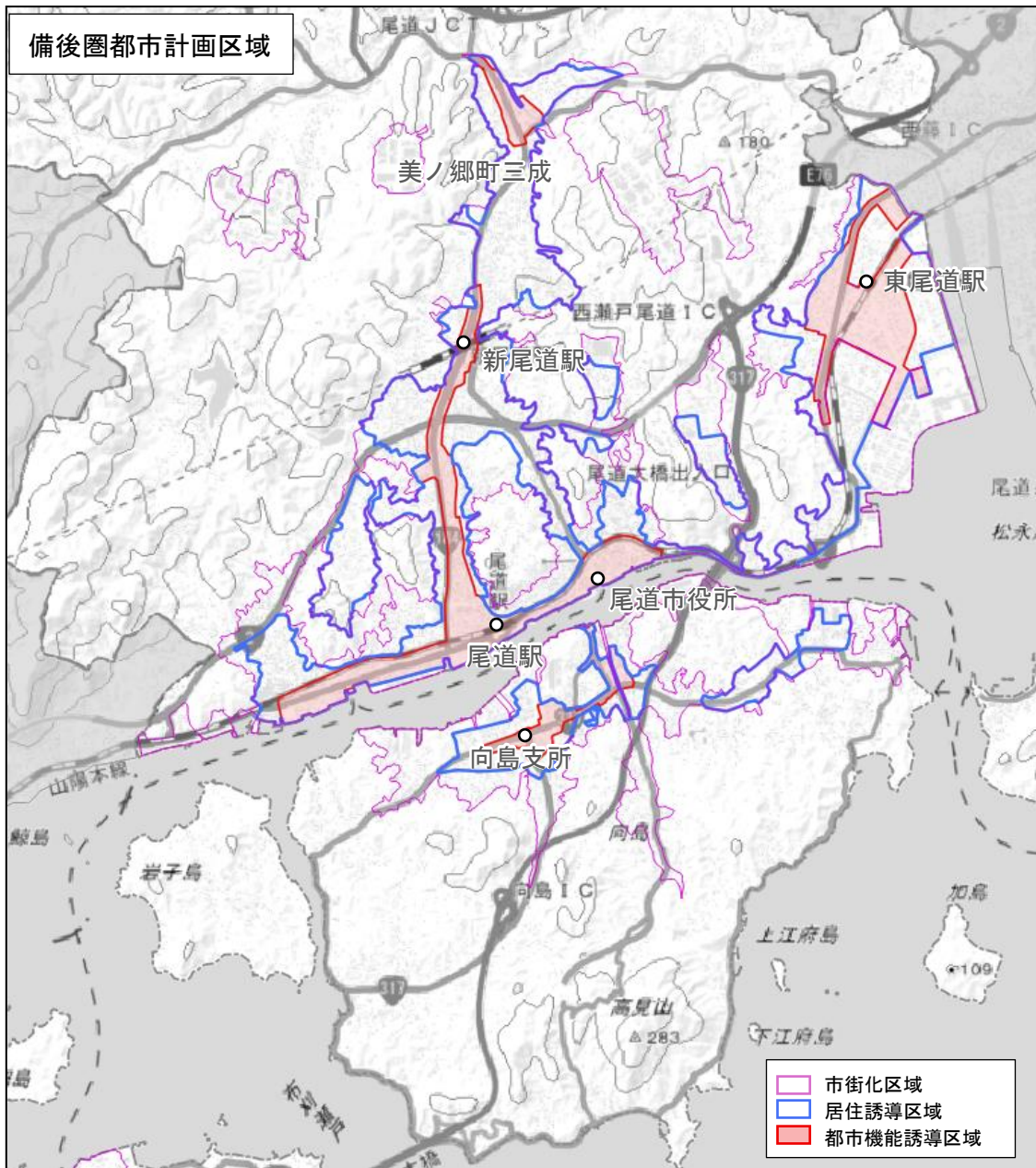
○：届出必要、×：届出不要

			市街化区域・用途地域			市街化調整区域 又は 用途白地 地域
			居住誘導区域			
			都市機能 誘導区域			
住宅等に関する開発・建築行為等	開発行為	◆3戸以上の住宅の建築目的で行う開発行為 ◆1戸又は2戸の住宅の建築目的で行う開発行為で1,000㎡以上のもの	×	×	○ (P.6)	○ (P.6)
	建築行為等	◆3戸以上の住宅を新築しようとする場合 ◆建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合	×	×	○ (P.6)	○ (P.6)
誘導施設に関する開発・建築行為等	開発行為	◆誘導施設を有する建築物の建築目的で行う開発行為	×※	○ (P.8)	○ (P.8)	○ (P.8)
	建築行為等	◆誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合 ◆建築物を改築し、誘導施設を有する建築物とする場合 ◆建築物の用途を変更し、誘導施設を有する建築物とする場合	×※	○ (P.8)	○ (P.8)	○ (P.8)
誘導施設の 休止・廃止	休止・廃止	◆誘導施設を有する建築物を休止・廃止しようとする場合	○ (P.10)	×	×	×

上記届出の提出後、内容に変更がある場合は、再度届出が必要です。

※都市機能誘導区域ごとに対象となる誘導施設が異なるため(P.11参照)、都市機能誘導区域内であっても、新たに立地する誘導施設の種類により、届出が必要になる場合があります。

＜各都市計画区域における居住誘導区域・都市機能誘導区域＞



資料：地理院地図を加工して作成

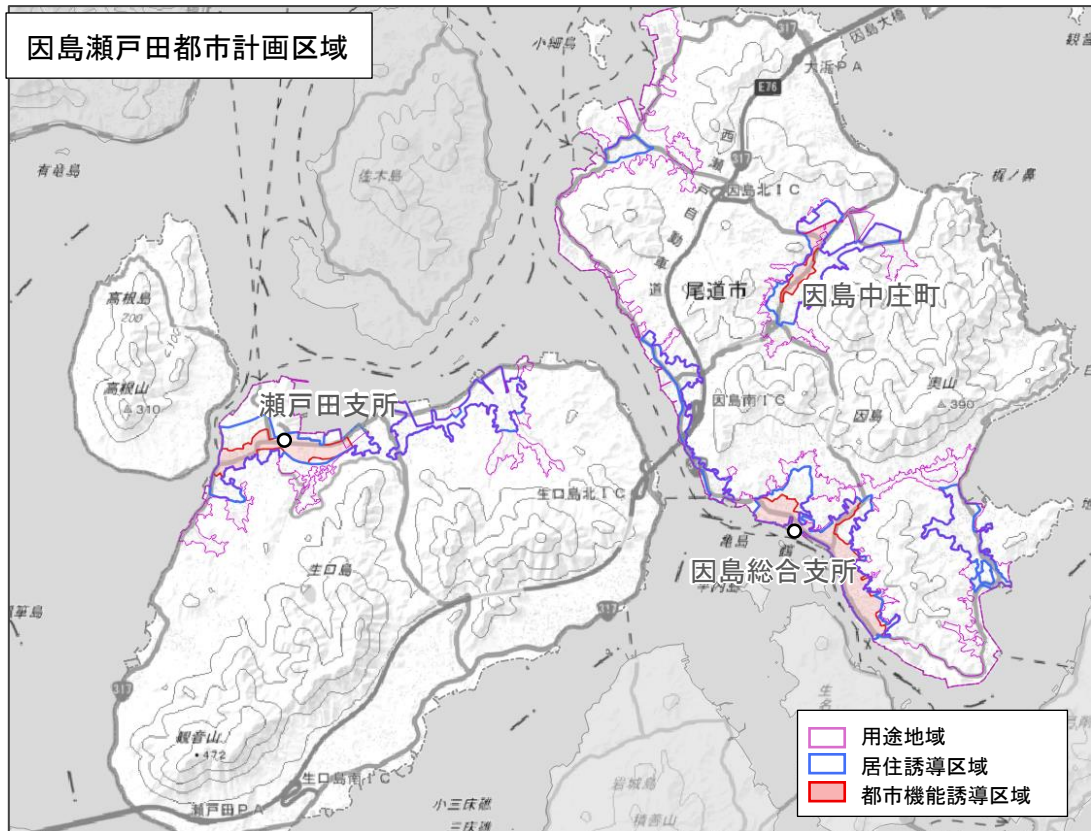
※土砂災害特別警戒区域及び急傾斜地崩壊危険区域は、区域外として取り扱います。

※誘導区域の詳細は尾道市 HP (<https://www.city.onomichi.hiroshima.jp/soshiki/33/69257.html>)  
をご確認ください。

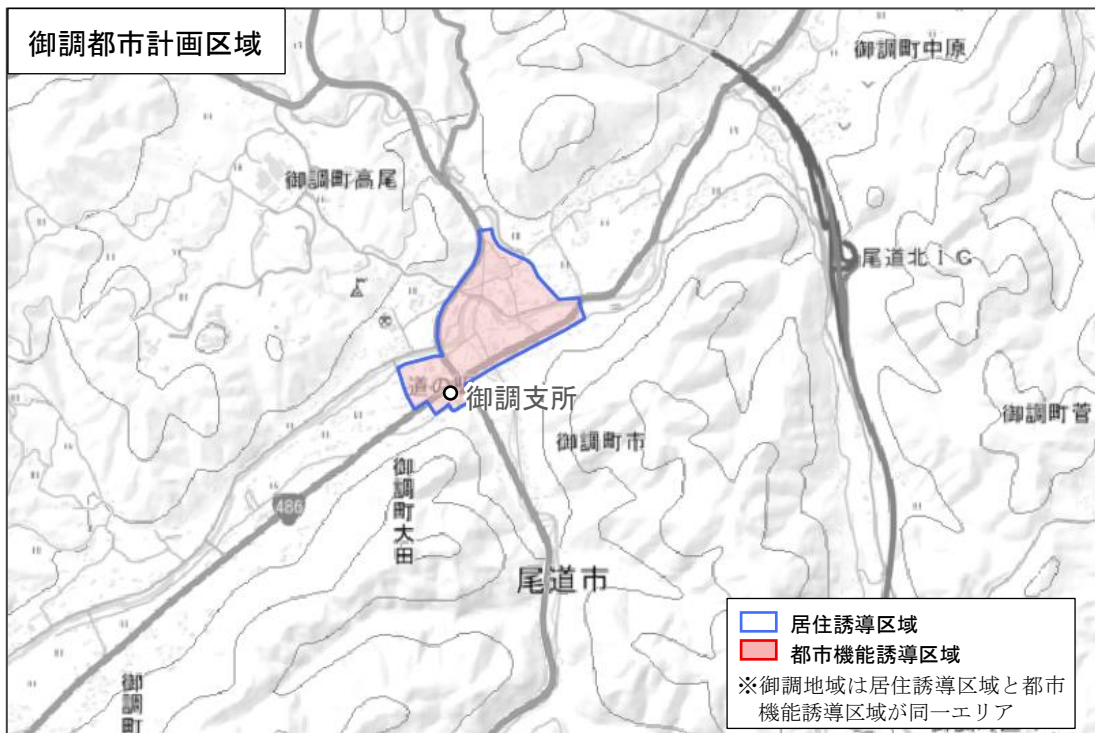


尾道市 HP

<各都市計画区域における居住誘導区域・都市機能誘導区域>



資料：地理院地図を加工して作成



資料：地理院地図を加工して作成

※土砂災害特別警戒区域及び急傾斜地崩壊危険区域は、区域外として取り扱います。

### 3. 居住誘導区域外における住宅等に関する開発行為・建築行為等の届出

#### (1) 届出が必要となる行為

居住誘導区域外において、次の行為を行う場合には、事前に尾道市長に届出が必要です。

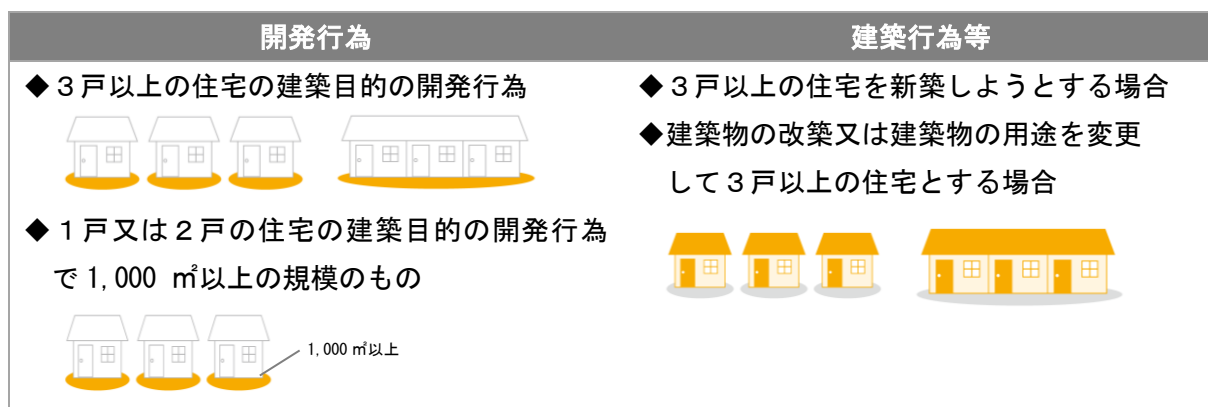
(都市再生特別措置法 第88条第1項)

##### 【開発行為】

- ・ 3戸以上の住宅の建築目的の開発行為
- ・ 1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が 1,000 m<sup>2</sup>以上のもの

##### 【建築行為等】

- ・ 3戸以上の住宅を新築しようとする場合
- ・ 建築物の改築又は建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合



#### (2) 届出を要しない行為

居住誘導区域外における次の行為については、届出が不要の場合があります。

(都市再生特別措置法 第88条第1項第1号及び第2号、同法施行令 第34条)

- ・ 住宅等で、仮設のもの又は農林漁業を営む者の居住の用に供するものの建築の用に供する目的で行う開発行為や住宅等の新築・改築（用途変更含む）
- ・ 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

### (3) 届出書類

次の区分に従って、所定の届出書様式に添付図書を添えて提出してください。

#### ■開発行為の場合

届出書	様式 10 (記入例 P.13)
添付 図書	・当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び周辺の公共施設を表示する図面 (縮尺 1,000 分の 1 以上) ・設計図 (縮尺 100 分の 1 以上) ・その他参考となる事項を記載した図書

#### ■建築行為等の場合

届出書	様式 11 (記入例 P.14)
添付 図書	・敷地内における住宅の位置を表示する図面 (縮尺 100 分の 1 以上) ・住宅等の 2 面以上の立面図及び各階平面図 (縮尺 50 分の 1 以上) ・その他参考となる事項を記載した図書

#### ■上記の届出内容を変更する場合

届出書	様式 12 (記入例 P.15)
添付 図書	・上記の添付図書の変更となる図書

※各種届出の様式については、尾道市 HP (<https://www.city.onomichi.hiroshima.jp/soshiki/33/88889.html>) からダウンロードできます。

※代理人により届出を提出する場合は、委任状が必要となります。



尾道市 HP

### (4) 届出方法

開発行為・建築行為等に着手する日の 30 日前までに、郵送又は電子申請により届出を行ってください。郵送の場合は、提出部数は 1 部になります。

#### 【届出先 (郵送申請)】

〒722-8501 広島県尾道市久保一丁目 15 番 1 号  
尾道市 建設部 まちづくり推進課

#### 【届出先 (電子申請)】

次の URL 又は QR コードから尾道市電子申請システムにログインし、届出を行ってください。  
([https://apply.e-tumo.jp/city-onomichi-hiroshima-u/offer/offerList\\_detail?tempSeq=28526](https://apply.e-tumo.jp/city-onomichi-hiroshima-u/offer/offerList_detail?tempSeq=28526))



尾道市電子申請システム

#### 4. 都市機能誘導区域外における誘導施設に関する開発行為・建築行為等の届出

##### (1) 届出が必要となる行為

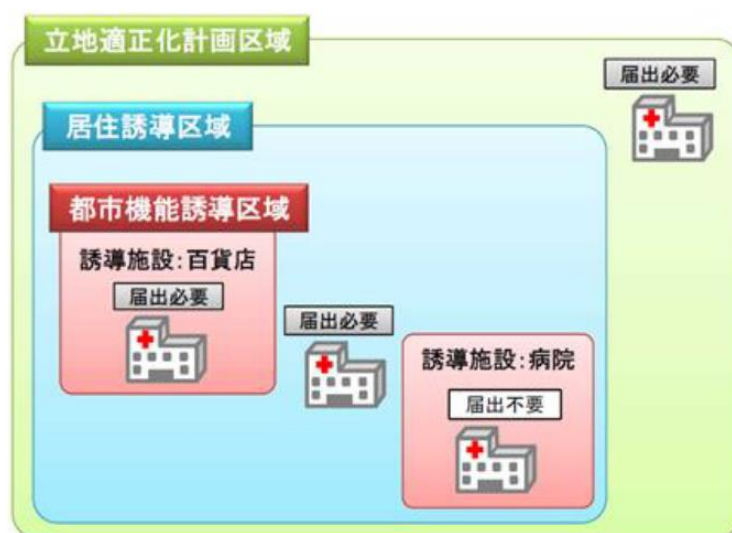
都市機能誘導区域外において、次の行為を行う場合には、事前に尾道市長に届出が必要です。  
(都市再生特別措置法 第108条第1項)

###### 【開発行為】

- ・ 誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行おうとする場合

###### 【建築行為等】

- ・ 誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合
- ・ 建築物を改築し、誘導施設を有する建築物とする場合
- ・ 建築物の用途を変更し、誘導施設を有する建築物とする場合



##### (2) 届出を要しない行為

都市機能誘導区域外における次の行為については、届出が不要の場合があります。  
(都市再生特別措置法 第108条第1項第1号及び第2号、同法施行令 第42条)

- ・ 誘導施設を有する建築物で仮設のものの建築の用に供する目的で行う開発行為
- ・ 同上の誘導施設を有する建築物で仮設のものの新築
- ・ 建築物の改築又は用途を変更して同上の誘導施設を有する建築物で仮設のものとする行為
- ・ 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

### (3) 届出書類

次の区分に従って、所定の届出書様式と添付図書を提出してください。

#### ■開発行為の場合

届出書	様式 18 (記入例 P.16)
添付 図書	・当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び周辺の公共施設を表示する図面 (縮尺 1,000 分の 1 以上) ・設計図 (縮尺 100 分の 1 以上) ・その他参考となる事項を記載した図書

#### ■建築行為等の場合

届出書	様式 19 (記入例 P.17)
添付 図書	・敷地内における建築物の位置を表示する図面 (縮尺 100 分の 1 以上) ・建築物等の 2 面以上の立面図及び各階平面図 (縮尺 50 分の 1 以上) ・その他参考となる事項を記載した図書

#### ■上記の届出内容を変更する場合

届出書	様式 20 (記入例 P.18)
添付 図書	・上記の添付図書の変更となる図書

※各種届出の様式については、尾道市 HP (<https://www.city.onomichi.hiroshima.jp/soshiki/33/88889.html>) からダウンロードできます。

※代理人により届出を提出する場合は、委任状が必要となります。



尾道市 HP

### (4) 届出方法

開発行為・建築行為等に着手する日の 30 日前までに、郵送又は電子申請により届出を行ってください。郵送の場合は、提出部数は 1 部になります。

#### 【届出先 (郵送申請)】

〒722-8501 広島県尾道市久保一丁目 15 番 1 号  
尾道市 建設部 まちづくり推進課

#### 【届出先 (電子申請)】

次の URL 又は QR コードから尾道市電子申請システムにログインし、届出を行ってください。  
([https://apply.e-tumo.jp/city-onomichi-hiroshima-u/offer/offerList\\_detail?tempSeq=28526](https://apply.e-tumo.jp/city-onomichi-hiroshima-u/offer/offerList_detail?tempSeq=28526))



尾道市電子申請システム

## 5. 都市機能誘導区域内における誘導施設の休廃止の届出

### (1) 届出の対象となる行為

都市機能誘導区域内において、誘導施設を休止又は廃止しようとする場合には、事前に尾道市長に届出が必要です。(都市再生特別措置法 第108条の2第1項)

### (2) 届出書類

届出は、次の所定の届出様式に記入し、提出してください。

届出書	様式 21 (記入例 P.19)
添付図書	なし

※各種届出の様式については、尾道市 HP (<https://www.city.onomichi.hiroshima.jp/soshiki/33/88889.html>) からダウンロードできます。

※代理人により届出を提出する場合は、委任状が必要となります。



尾道市 HP

### (3) 届出方法

開発行為・建築行為等に着手する日の 30 日前までに、郵送又は電子申請により届出を行ってください。郵送の場合は、提出部数は1部になります。

#### 【届出先 (郵送申請)】

〒722-8501 広島県尾道市久保一丁目15番1号  
尾道市 建設部 まちづくり推進課

#### 【届出先 (電子申請)】

次の URL 又は QR コードから尾道市電子申請システムにログインし、届出を行ってください。  
([https://apply.e-tumo.jp/city-onomichi-hiroshima-u/offer/offerList\\_detail?tempSeq=28526](https://apply.e-tumo.jp/city-onomichi-hiroshima-u/offer/offerList_detail?tempSeq=28526))



尾道市電子申請システム

## 6. 都市機能誘導区域と誘導施設

### (1) 都市機能誘導区域別の誘導施設

各都市機能誘導区域の誘導施設は下表のとおりです。

機能	誘導施設	中心拠点				地域拠点				
		(尾道駅・尾道市役所周辺地域) 広域交流拠点	(東尾道駅周辺地域) 都市活力向上拠点	(新尾道駅周辺地域) 活力創造拠点	(因島総合支所周辺地域) 都市拠点	御調支所周辺地域	向島支所周辺地域	瀬戸田支所周辺地域	美ノ郷町三成周辺地域	因島中庄町周辺地域
行政	本庁舎	○								
	支所				○	○	○	○		
介護 福祉	総合福祉センター			○						
	地域包括支援センター	★	★	○	★	○	★	○		
子育て・ 健康	子育て支援施設(子育て支援センター・子育て世代包括支援センター)	★	★	○	○	○	★	○		
	保健センター			○	★	○	★	○		
商業	商業施設(1,000㎡以上)	○	○	○	○	○	○	○	○	○
医療	病院	○	★	★	★					
	診療所	○	○	○	○	○	○	○	○	○
金融	銀行、信用金庫	○	○	○	○					
	郵便局	○*	○	★	○	○	○	○	○	○
教育・ 文化	市民交流施設	○	★	★	○	○	○	○		
	図書館	★			○	○	○	○		

※★は現在都市機能誘導区域内に立地していない施設

## (2) 誘導施設の定義

本計画の届出対象となる誘導施設は下表のとおりです。

機能	誘導施設	定義
行政	本庁舎	地方自治法第 4 条第 1 項に規定する施設
	支所	地方自治法第 155 条第 1 項に規定する施設
介護福祉	総合福祉センター	尾道市福祉保健施設設置及び管理条例に規定する施設
	地域包括支援センター	介護保険法第 115 条 46 の第 1 項に規定する施設
子育て・健康	子育て支援施設(子育て支援センター・子育て世代包括支援センター)	児童福祉法第 6 条の 3 第 6 項又は子ども・子育て支援法第 59 条第 1 号に規定する事業を実施する施設
	保健センター	地域保健法第 18 条第 1 項に規定する施設
商業	商業施設(1,000m <sup>2</sup> 以上)	大規模小売店舗立地法第 2 条第 2 項に規定する店舗面積 1,000 m <sup>2</sup> 以上かつ主に生鮮食品を取り扱う施設
医療	病院	医療法第 1 条の 5 第 1 項に規定する施設(病床数 20 以上)
	診療所	医療法第 1 条の 5 第 2 項に規定する施設(無床または病床数 19 以下)
金融	銀行、信用金庫	銀行法第 2 条第 1 項に規定する施設、信用金庫法第 4 条に規定する施設
	郵便局	日本郵便株式会社法第 2 条 4 項に規定する施設
教育・文化	市民交流施設	市民全体を対象とし、教養の向上、生活文化の振興を図ることを目的とし、住民の交流の場となる施設
	図書館	図書館法第 2 条第 1 項に規定する施設

○届出様式の記入例

区分		届出書類
居住誘導区域外に おける届出 (住宅等に関する事)	開発行為の場合	様式 10(P.14)
	建築行為等の場合	様式 11(P.15)
	上記の届出内容を変更する場合	様式 12(P.16)
都市機能誘導区域外に おける届出 (誘導施設に関する事)	開発行為の場合	様式 18(P.17)
	建築行為等の場合	様式 19(P.18)
	上記の届出内容を変更する場合	様式 20(P.19)
誘導施設の休廃止に関 する届出 (誘導施設に関する事)	休止又は廃止	様式 21(P.20)

※各種届出の様式については、尾道市 HP (<https://www.city.onomichi.hiroshima.jp/soshiki/33/88889.html>) からダウンロードできます。



尾道市 HP

## 開 発 行 為 届 出 書

都市再生特別措置法第 88 条第 1 項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

令和 ● 年 ● 月 ● 日  
尾道市長 様

届出日を記入  
(行為に着手する日の 30 日前まで)

届出者 住 所 尾道市○○町○○番  
氏 名 尾道 太郎

法人の場合、法人の名称及び  
代表者の役職・氏名を記入

開 発 行 為 の 概 要	1 開発区域に含まれる地域の名称	尾道市 △△町△△番
	2 開発区域の面積	○,○○○平方メートル
	3 住宅等の用途	一戸建て住宅
	4 工事の着手予定年月日	令和 ● 年 ● 月 ● 日
	5 工事の完了予定年月日	令和 ● 年 ● 月 ● 日
	6 その他必要な事項	(住宅用区画数) : ●●区画 (住宅戸数) : ●●戸

注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

( 添付図書 )

この届出書には次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面  
(縮尺千分の一以上のもの。例：位置図)
- (2) 設計図  
(縮尺百分の一以上のもの。例：土地利用計画図)
- (3) その他参考となるべき事項を記載した図書  
(例：付近見取図、計画敷地の求積図 等)

該当する用途を記入  
 ・一戸建て住宅  
 ・長屋  
 ・共同住宅  
 ・兼用住宅 (○○)  
 ※カッコ書きで用途 (例：店舗、飲食店など) を記入  
 複数の用途があれば、すべて記入 (例：長屋、共同住宅)

## 住宅等を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して住宅等とする行為の届出書

都市再生特別措置法第 8 8 条第 1 項の規定に基づき、

住宅等の新築  
 建築物を改築して住宅等とする行為  
 建築物の用途を変更して住宅等とする行為

令和 ● 年 ● 月 ● 日  
 尾道市長 様

届出者 住所 尾道市○○町○○番  
 氏名 尾道 太郎

登記簿謄本（届出日の 3 か月以内）の内容を記入

1 住宅等を新築しようとする土地又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の所在、地番、地目及び面積	所在	尾道市 △△町△△番
	地番	
	地目	宅地
	面積	○,○○○平方メートル
2 新築しようとする住宅等又は改築若しくは用途の変更後の住宅等の用途	共同住宅	
3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途	改築又は用途の変更の場合、建築基準法施行規則別記様式の主要用途を記入	
4 その他必要な事項	(着手予定) 令和 ● 年 ● 月 ● 日 (完了予定) 令和 ● 年 ● 月 ● 日 (棟数戸数) ● 棟 ● 戸	

注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

（添付図書）

この届出書には次に掲げる図書を添付しなければならない。

- 敷地内における住宅等の位置を表示する図面（縮尺百分の一以上のもの。例：配置図）
- 住宅等の二面以上の立面図及び各階平面図（縮尺五十分の一以上のもの。）
- その他参考となるべき事項を記載した図面（例：付近見取図、計画敷地・住宅等の求積図〔上記添付図書で面積が確認できない場合のみ〕）

該当する用途を記入

- ・一戸建て住宅
- ・長屋
- ・共同住宅
- ・兼用住宅（○○）

※カッコ書きで用途（例：店舗、飲食店など）を記入  
複数の用途があれば、すべて記入（例：長屋、共同住宅）

### 行為の変更届出書

尾道市長 様

届出日を記入  
(変更に係る行為に着手する日の30日前まで)

令和 ●年 ●月 ●日

法人の場合、法人の名称及び  
代表者の役職・氏名を記入

届出者 住所 尾道市○○町○○番  
氏名 尾道 太郎

都市再生特別措置法第 8 8 条第 2 項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

#### 記

1 当初の届出年月日 令和 ●年 ●月 ●日

様式第 1 0 もしくは様式第 1 1  
の届出日を記入

2 変更の内容

#### 開発区域面積の変更

変更前 ○,○○○平方メートル

変更後 ○,○○○平方メートル

3 変更部分に係る行為の着手予定日 令和 ●年 ●月 ●日

4 変更部分に係る行為の完了予定日 令和 ●年 ●月 ●日

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

(添付図書)

この届出書には次に掲げる図書を添付しなければならない。

(1) 開発行為の場合

- イ) 当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面  
(縮尺千分の一以上のもの。例：位置図)
- ロ) 設計図  
(縮尺百分の一以上のもの。例：土地利用計画図)
- ハ) その他参考となるべき事項を記載した図面  
(例：付近見取図、計画敷地求積図 等)

(2) 建築行為の場合

- イ) 敷地内における住宅等の位置を表示する図面  
(縮尺百分の一以上のもの。例：配置図)
- ロ) 住宅等の二面以上の立面図及び各階平面図  
(縮尺五十分の一以上のもの。)
- ハ) その他参考となるべき事項を記載した図面  
(例：付近見取図、計画敷地・住宅等の求積図〔上記添付図書で面積が確認できない場合〕 等)

変更概要を記入し、変更前及び変更後の内容を  
対照させて記入  
枠内に収まらない場合は別紙可

## 開 発 行 為 届 出 書

都市再生特別措置法第 108 条第 1 項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

令和 ● 年 ● 月 ● 日  
尾道市長 様

届出日を記入  
(行為に着手する日の 30 日前まで)

法人の場合、法人の名称及び  
代表者の役職・氏名を記入  
届出者 住 所 尾道市○○町○○番  
氏 名 尾道 太郎

開 発 行 為 の 概 要	1 開発区域に含まれる地域の名称	尾道市 △△町△△番
	2 開発区域の面積	○,○○○平方メートル
	3 建築物の用途	商業施設、博物館
	4 工事の着手予定年月日	令和 ●年 ●月 ●日
	5 工事の完了予定年月日	令和 ●年 ●月 ●日
	6 その他必要な事項	(建物名称) (仮称) ○○ショッピングセンター (延床面積) ○,○○○平方メートル

注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

(添付図書)

この届出書には次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面  
(縮尺千分の一以上のもの。例：位置図)
- (2) 設計図  
(縮尺百分の一以上のもの。例：土地利用計画図)
- (3) その他参考となるべき事項を記載した図書  
(例：付近見取図、計画敷地の求積図 等)

誘導施設名称を記入  
・ 商業施設 (1, 000 平方メートル超)  
・ 病院  
・ 博物館  
複数の誘導施設があれば、すべて記入

### 誘導施設を有する建築物を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為の届出書

都市再生特別措置法第 108 条第 1 項の規定に基づき、

誘導施設を有する建築物の新築
   
 建築物を改築して誘導施設を有する建築物とする行為
   
 建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為

← 該当箇所にチェックをつける  
 について、下記により届け出ます。

令和 ● 年 ● 月 ● 日 ← 届出日を記入  
 (行為に着手する日の 30 日前まで)

尾道市長 様

法人の場合、法人の名称及び代表者の役職・氏名を記入  
 届出者 住所 尾道市○○町○○番  
 氏名 尾道 太郎

登記簿謄本 (届出日の 3 か月以内)の内容を記入

1 建築物を新築しようとする土地又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の所在、地番、地目及び面積	所在地番	尾道市 △△町△△番
	地目	宅地
	面積	○,○○○平方メートル
2 新築しようとする建築物又は改築若しくは用途の変更後の建築物の用途	博物館	
3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途		
4 その他必要な事項	(建物名称)	(仮称) ○○ショッピングセンター
	(延床面積)	○,○○○平方メートル
	(着手予定)	令和 ●年 ●月 ●日
	(完了予定)	令和 ●年 ●月 ●日

注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

(添付図書)

この届出書には次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 敷地内における建築物の位置を表示する図面 (縮尺百分の一以上のもの。例：配置図)
- (2) 建築物の二面以上の立面図及び各階平面図 (縮尺五十分の一以上のもの。)
- (3) その他参考となるべき事項を記載した図面 (例：付近見取図、計画敷地・建築物の求積図〔上記添付図書で面積が確認できない場合〕等)

誘導施設名称を記入  
 ・商業施設 (1,000 平方メートル超)  
 ・病院  
 ・博物館  
 複数の誘導施設があれば、すべて記入

## 行為の変更届出書

尾道市長 様

届出日を記入  
(変更に係る行為に着手する日の30日前まで)

令和 ●年 ●月 ●日

法人の場合、法人の名称及び  
代表者の役職・氏名を記入

届出者 住 所 尾道市○○町○○番  
氏 名 尾道 太郎

都市再生特別措置法第 108 条第 2 項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

### 記

1 当初の届出年月日

令和 ●年 ●月 ●日

様式第 18 もしくは様式第 19  
の届出日を記入

2 変更の内容

工事の着手予定年月日の変更

変更前 令和 ●年 ●月 ●日

変更後 令和 ●年 ●月 ●日

3 変更部分に係る行為の着手予定日

令和 ●年 ●月 ●日

4 変更部分に係る行為の完了予定日

令和 ●年 ●月 ●日

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

(添付図書)

この届出書には次に掲げる図書を添付しなければならない。

(1) 開発行為の場合

- イ) 当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面  
(縮尺千分の一以上のもの。例：位置図)
- ロ) 設計図  
(縮尺百分の一以上のもの。例：土地利用計画図)
- ハ) その他参考となるべき事項を記載した図面  
(例：付近見取図、計画敷地の求積図 等)

(2) 建築行為の場合

- イ) 敷地内における建築物の位置を表示する図面  
(縮尺百分の一以上のもの。例：配置図)
- ロ) 建築物等の二面以上の立面図及び各階平面図  
(縮尺五十分の一以上のもの。)
- ハ) その他参考となるべき事項を記載した図面  
(例：付近見取図、計画敷地・建築物の求積図〔上記添付図書で面積が確認できない場合〕 等)

変更概要を記入し、変更前及び変更後の内容を  
対照させて記入  
枠内に収まらない場合は別紙可

### 誘導施設の休廃止届出書

尾道市長 様

届出日を記入  
(休止し、または廃止しようとする日の 30 日前まで)

令和 ●年 ●月 ●日

法人の場合、法人の名称及び  
代表者の役職・氏名を記入

届出者 住所 尾道市○○町○○番

氏名 尾道 太郎

都市再生特別措置法第 108 条の 2 第 1 項の規定に基づき、誘導施設の（休止・**廃止**）について、下記により届け出ます。

記

該当する項目に○をつける

- 1 休止（**廃止**）しようとする誘導施設の名称、用途及び所在地  
 (名 称) (仮称) ○○ショッピングセンター  
 (用 途) 商業施設  
 (所在地) 尾道市 △△町△△番
- 2 休止（**廃止**）しようとする年月日 令和 ●年 ●月 ●日
- 3 休止しようとする場合にあっては、その期間  
 令和 ●年 ●月 ●日 ~ 令和 ●年 ●月 ●日
- 4 休止（**廃止**）に伴う措置  
 (1) 休止（**廃止**）後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がある場合、予定される当該建築物の用途

- (2) 休止（**廃止**）後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がない場合、当該建築物の存置に関する事項

該当する項目に  
○をつける

例)・除却予定期間：令和 ●年 ●月 ●日 ~ 令和 ●年 ●月

例)・使用予定は未定。使用予定が決まるまでは、適切な管理のもと残置する。

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。  
 2 4 (2) 欄には、当該建築物を存置する予定がある場合は存置のために必要な管理その他の事項について、当該建築物を存置する予定がない場合は当該建築物の除却の予定時期その他の事項について記入すること。